

# ○後志広域連合監査委員の職務の執行等に関する規程

平成19年10月10日  
監査委員規程第1号

(趣旨)

**第1条** この規程は、後志広域連合監査委員条例（平成19年後志広域連合条例第9号）の規定に基づき、監査委員の職務の執行及び事務局の組織等について必要な事項を定めるものとする。

(委員の協議)

**第2条** 監査委員（以下「委員」という。）の監査（検査及び審査を含む。）について重要な事項は、委員が協議し執行する。

2 委員が協議すべき重要事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 監査の一般方針に関すること。
- (2) 監査計画及び執行に関すること。
- (3) 監査結果についての意見の決定、講評、報告及び公表に関すること。
- (4) 規程等の制定及び改廃に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、監査委員の職務執行に関し重要と認められること。

(事務局)

**第3条** 事務局に事務局長及び書記を置く。

2 事務局長は総務課長をもってこれに充て、書記は総務課職員をもってこれに充てる。

(職務)

**第4条** 事務局長は、監査委員の命を受けて、事務局の事務を掌理し、書記を指揮監督する。

2 書記は、上司の命を受け事務に従事する。

(専決事項)

**第5条** 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 監査資料の収集及び事務の調査に関すること。
- (2) 軽易又は通例の通知、照会及び回答に関すること。
- (3) 職員の休暇、私事旅行、欠勤その他服務に関すること。
- (4) 職員の道内出張命令及び外勤、時間外、休日の勤務命令に関すること。
- (5) 物品の購入、管理及び予算経理に関すること。
- (6) その他軽易な事項に関すること。

(公印)

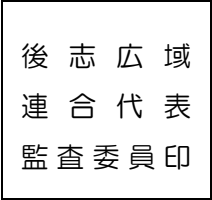
**第6条** 公印の名称、寸法、形式及び数量は、別表のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局長が管理する。

**附 則**

この規程は、公表の日から施行する。

**別表**（第6条関係）

公 印 の 名 称	寸 法	形 式	数 量
後志広域連合代表監査委員印	方18mm		1個
後志広域連合監査委員印	方18mm		1個